

庄原市立西城市民病院内売店営業事業者募集要項

庄原市立西城市民病院内売店事業者（以下「営業事業者」という。）の募集に参加される事業者は、次の各事項をご承諾のうえお申し込みください。

1. 公募物件の概要

営業事業者は、売店として使用する部分について、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可を受けて売店の営業を行っていただきます。

(1) 売店の概要

- ①名称 庄原市立西城市民病院 売店（1階）
- ②所在地 庄原市西城町中野1339番地
- ③施設等の概要
 - ア 建設年 平成8年3月（開設 平成8年4月）
 - イ 使用面積 38㎡
 - ウ 設備 エアコン、洗面台

(2) 病院の概要

- ①病床数 54床
- ②職員数 141人(平成29年10月1日現在)
- ③外来受診患者数 1日平均155人(平成28年度)
- ④外来受診日 土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日を除く毎日
- ⑤入院患者数 1日平均入院患者数43.7人(平成28年度)
- ⑥病棟面会時間 ○平日 午前10時から午後8時まで
○土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日まで
は午前8時から午後8時まで
- ⑦診療科 内科、外科、整形外科、脳神経外科、婦人科、放射線科、リハビリテーション科、物忘れ外来、歯科
- ⑧併設施設等 老人介護保健施設、通所リハビリ
※庄原市西城保健福祉センターが隣接

(3) 使用許可開始日 平成30年1月15日

(4) 最低月額使用料 9,740円

(5) 使用許可期間 平成30年1月15日から平成31年3月31日まで

ア. 許可期間終了後も引き続き売店営業を希望する場合は、使用期間満了日の1ヵ月前までに「使用期間更新申請書」を提出し、当病院が認める場合には引き続き営業することができるものとします。

その際、申請書に記載する月額使用料は、応募時の提案額以上としてください。

イ. 更新を希望しない場合は、当局に対して使用許可期間終了の6ヵ月前までに書面により意思表示を行うものとします。

2. 応募資格

募集に参加される事業者は、法人、その他の団体とし、次に掲げる事項をすべて満たす必要があります。

なお、団体の場合、法人格は必ずしも必要ありませんが、個人は申請することができません。

- (1) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者でないこと及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 申請時において庄原市内に本店又は営業所等（法人格を有しない場合は事業所等）を有する者であること。
- (3) 団体又はその関係者が指定暴力団の構成員となっていないこと。
- (4) 団体又はその代表者が次に掲げる税等を滞納していないこと。
 - ア 所得税又は法人税
 - イ 消費税及び地方消費税
 - ウ 庄原市の市税

3. 応募申込手続

(1) 申込受付期間

受付期間 平成29年11月6日(月)～平成29年11月24日(金)

受付時間 午前8時15分～午後5時まで

※土曜日、日曜日及祝日を除く

(2) 提出場所

庄原市西城町中野1339番地

庄原市立西城市民病院 事務局(庶務係)

(3) 提出方法

持参又は郵送（一般書留、簡易書留、配達記録郵便のいずれかとし、上記期限までに必着とします。）

※不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しません。

※FAX、電子メールでの受付はしません。

(4) 提出書類

- ・ 応募申込書(様式1)
- ・ 庄原市税等納税調査承諾書(様式1-2)
- ・ 消費税及び地方消費税の納税証明書(発行後3ヶ月以内)又は未納がない旨の証明

※団体及び代表者個人の両方が必要です

- ・ 提案書(様式2)

なお、受付後の書類は原則として返却しません。提出書類は、審査等の必要に応じて複写することがあります。

(5) 提出部数

各1部

4. 提案内容

提案書に以下の事項についての提案を記載してください。

番号	項目	記載内容
1	月額使用料	売店使用のため支払う月額使用料を提案してください ただし、最低使用料以上であること
2	売店運営	病院内で売店を運営するにあたって重視すること 営業日や営業時間、人員配置について
3	安全面及び衛生面に関する考え方や対策	売店内の衛生管理、清掃、事故防止対策及び防犯対策について
4	商品及び価格	売店で提供する商品及び価格設定の考え方 ※酒類の提供は認めません
5	独自のサービス提案	営業事業者が独自で実施するサービス (例：院内配達など)

5. 質疑の受付

募集要項及び仕様書に関する質疑を次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間 平成29年11月6日(月)～平成29年11月16日(木) 午後5時まで

(2) 受付方法 次の要領で質疑書を提出してください。

- ・ 様式：質疑書(様式3)

- ・ 提出先：庄原市立西城市民病院

saijyou-hospital-syomu@city.shobara.lg.jp

- ・ 提出方法：質疑は、電子メールによる。

(3) 質疑に対する回答

平成29年11月22日(水)までに応募者各者に回答します。

6. 参考資料

位置図、平面図

7. 営業事業者の決定

提案書の審査を行ったうえで営業事業者を決定します。

審査結果は、参加事業者全員に文書で通知します。なお、審査結果について異議は受け付けません。

8. 行政財産使用許可の手続

決定した業者予定業者は、行政財産使用許可申請書を事務局が指定する期日までに提出してください。

なお、使用許可は、応募申込書に記載された名義で行います。

9. その他

(1) 応募の申込手続に関する一切の費用については、応募者の負担となります。

なお、事務局に提出された一切の書類については返却しません。

また、提出された書類は、審査・選定の用途以外に応募者へ無断で使用しないものとします。

(2) 必要に応じて追加資料を求める場合があります。

(3) 書類提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届(様式任意)を提出してください。